

1. 2023年度人間ドック受診予約はお早めに！（※切2024年1月末）

人間ドック補助を希望される方で、まだ予約されていない方は、年内受診を目指して、急ぎ健診機関の予約を行ってください。年末や1月は予約が大変混みあいます。

（補助対象は30歳以上の被保険者及び被扶養者）

補助の※切は、健診受診終了が2024年1月末まで（予約は3週間以上前に必要）。

●補助制度の申請方法が、昨年度までと異なります。（詳細は「2023人間ドック等の健診補助について」参照）
＜契約病院で人間ドックコースを受診してください。＞

キッコーマン(株)とキッコーマン健保組合は、(株)バリューHRを通じて全国200超の病院と健診補助の契約を結びました。
契約の「病院」「人間ドックコース」「オプション検査」などをご確認の上、健診機関に受診日の予約を行っていただき、予約内容を(株)バリューHRの専用サイトに登録したうえで、人間ドックを受診してください。
受診の際のお支払は、料金全額ではなく、補助額を差し引いた額になります。
また、健診受診後に「補助申請書」や、「健診結果表」などを提出することは不要です。

★電話で病院に受診日の予約する際のポイントは、

- ①キッコーマン健保組合の保険証に書かれている「記号」「番号」を告げる。
- ②キッコーマン健保組合の健診代行機関は、「(株)バリューHR」と伝える。
（昨年度と異なり、代行機関を通じての補助額精算ですと、言っていただくと伝わり易くなります）

★補助の適用が完了しているかどうかの確認は、

(株)バリューHRの専用サイトに予約内容の登録をしていただくと、「健康診断受診承認書」が送られてきます。健診コースや補助適用後の金額を確認いただけます。
（健診受診後の登録は出来ませんので、受診前に登録してください。）

●キッコーマン総合病院での受診される場合の予約方法は、昨年度までと変わりません。

2. 被扶養者の資格確認について（追加連絡）

健保速報NO23-5「被扶養者現況報告のお願い」のとおり、被扶養者の所得証明書等の提出を該当の方にお願ひしておりました（10月30日※切）。

10月20日厚労省保険課長通知にて、「年収の壁・支援強化パッケージ」における事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取り扱いのQ&Aが指し示されました。

それにより、一時的な収入変動によって、上限を超えたと認められる場合は被扶養者認定を継続できることとなりました。

雇用契約の変更により恒常的に収入上限を超える場合は、被扶養者と認められません。

ご提出いただいた収入が上限を超えている方に対して、一時的な収入変動による場合は「事業主証明書」「雇用契約書」の提出をお願いする予定です。

3. マイナンバー未提出者の方へ提出のお願い（再連絡）

健保速報NO23-1（2023年7月4日）にてご案内しました通り、

会社（会社からマイナンバー収集を委託された業者を含む）からマイナンバーの提出を求められた方は、速やかに提出してください。

現在未提出で督促を受けている方や、（再提出の場合を含め）今後提出を求められた方は、依頼された提出方法に従い、指定された送り先に速やかに提出してください。

健保組合は、マイナンバーを媒介にし、加入者の資格情報を医療機関が確認できるように情報連携することが義務化されています。

誤登録を避け、正確な情報連携にはマイナンバーを提出いただく必要があります。

今後、医療費事務を効率化し、健康保険制度を維持していくには、マイナンバーやマイナンバーカードを活用しシステム連携することが必須であると言われています。

以上

キッコーマン健康保険組合

<https://www.kikkoman-kenpo.or.jp/>